

指定管理者制度対応方針

平成 28 年 4 月（一部改正版）

高 知 市

目 次

はじめに	P 1
I 指定管理者制度の概要	
1 指定管理者制度と管理委託・業務委託との相違	P 2
2 公の施設	P 2
3 指定管理者が実施できる業務	P 2
4 基本的条件の設定	P 3
5 指定管理者の指定	P 3
6 指定管理者に対する監督	P 4
II 指定管理者制度に対する高知市の考え方	
1 基本的な考え方	P 5
2 指定管理者の指定候補者の選定手続	P 7
3 指定管理者の指定候補者の選定後の事務手続	P 8
4 指定管理者への指導及び業務評価	P 8
5 指定管理者制度対応組織	P 9
III 関係法令	
1 地方自治法（抜粋）	P 10
2 地方自治法施行令（抜粋）	P 11
3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）	P 11
4 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	P 12
5 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等 に関する条例規則	P 16
6 高知市指定管理者審査委員会条例	P 18
7 高知市指定管理者審査委員会条例施行規則	P 20
8 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者 審査委員会条例施行規則	P 21

はじめに

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成 15 年 9 月に地方自治法（以下「法」という。）の一部を改正する法律により創設され、現在、本市では 189 施設について 28 の指定管理者を指定し、施設管理を実施しているところである。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定の手続、管理の基準、業務の範囲に関する条例改正及び指定管理者の指定に関する議会の議決などをはじめ、多くの事務手続を遂行する上で様々な課題がある。

特に指定管理者の指定候補者の選定に関しては、これまで市議会における指定管理者指定議案の審議に際して、多くのご提案やご意見をいただいていたところであり、選定手続の適正化を図るため、平成 28 年 4 月に高知市指定管理者選定手続ガイドラインを策定し、平成 28 年度以降に実施する指定管理者の選定手続に適用することとした。

また、選定手続以外にも、指定管理者制度への対応には、多くの課題が想定されている。このため、指定管理者制度対応方針を一部改正し、同制度への全庁的な取組と円滑な対応を進めていくものである。

I 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度と管理委託・業務委託制度との相違

指定管理者制度の新設に伴い、従来は行政処分として地方公共団体が有していた利用許可権限等の施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、以下の表に示す点が管理委託制度から変更となっている。

	管理委託制度（法改正前）	指定管理者制度（法改正後）
管理運営の主体	・公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人（出資割合2分の1以上）に限定 ・相手方を条例で規定	・民間企業やNPO等を含む団体（法人格は要しない。ただし個人は除く。） ・議会の議決を経て指定
法的性格	・公法上の契約関係 ・条例を根拠とする契約に基づく具体的な管理業務の委託	・管理の代行 ・指定（行政処分）により公の施設の管理権限を受けた指定管理者に委任
公の施設の管理権限	・施設の管理権限及び責任は、地方公共団体が引き続き有する	・施設の管理権限を指定管理者に委任 ・地方公共団体は設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指定管理者に指示等を実施
施設の使用許可権限	・地方公共団体が有する	・指定管理者が行うことができる

2 公の施設

指定管理者制度を適用して管理運営することができるのは、本市の設置する公の施設である。公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設ける施設をいう（法第244条第1項）。また、公の施設の設置及びその管理に関する事項については条例で定めなければならないこととされている（法第244条の2第1項）。

ただし、地方公共団体が設置する施設であっても、研究所や留置場のような施設は、住民の利用に供する施設とはいえないため公の施設とは位置づけられない。また、競輪場、競馬場についても住民の福祉の増進に直接寄与するものではないことから、公の施設には位置づけられない。

3 指定管理者が実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりである。

（①、②については、従前の管理委託制度においても可能）

- ① 利用者からの料金を自らの収入として收受すること（市の歳入とはならない）
- ② 条例に定められた枠組みの中で、市の承認を得て、自ら料金を設定すること

この場合は、あらかじめ条例で定められた基本的枠組み（金額、算定方法等）に従い、市の承認が必要であり、必要に応じて市は指示を行うことができる。

- ③ 条例に定めることにより、施設の使用許可を行うこと
(使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用を除く)
- ④ 条例に定めることにより、使用料の減免を行うこと

4 基本的条件の設定

指定管理者に施設を管理させる場合において、地方公共団体は施設設置者の責任により、管理の基準や指定管理者に委ねる業務の範囲を条例で定めなければならない。

(1) 管理の基準

住民が公の施設を利用するに当たっての「休館日」「開館時間」「使用許可の基準」「使用制限の要件」「管理を通じて取得した個人の情報の取扱い」など、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的な条件を条例で定める。ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

(2) 業務の範囲

各施設の目的や態様に応じて、施設の維持管理等の業務の範囲を具体的に設定する。

5 指定管理者の指定

指定の意味及び手続については、次のとおりである。

(1) 指定の意味

- ① 地方公共団体と指定管理者は取引関係に立つもの（指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる）ではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
- ② 指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、契約ではない。従って、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。
- ③ 指定管理者は「法人その他の団体（法人格は必要でない）」であるため、個人は指定できない。

(2) 指定管理者の指定候補者の選定手続

募集方法や選定基準等を条例、規則で定める。

募集に際しては、施設概要、管理基準及び業務の範囲、選定基準、指定期間等を周知し、申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らして、最も適切かつ効率的な管理を行うものを選定する。

(3) 指定管理者の指定候補者の選定基準

選定の基準としては一般的に次のような項目があげられる。

- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の削減が図られるものであること
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること 等

(4) 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、「対象となる公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定期間」等が議会の議決を要する事項となる。（法 244 条の 6 第 6 項）

(5) 協定の締結

指定管理者による管理権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要であるが、管理業務実施に当たっての詳細な事項（事業計画、管理費用、事業報告、個人情報の保護等）については、両者の協議により定め、協定を締結することにより明確にする。

6 指定管理者に対する監督

普通地方公共団体の長又は委員会は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができる。

普通地方公共団体は、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。記載事項は以下のようなものであり、地方公共団体が定める。（法第 244 条の 2 第 7 項）

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況 等

(2) 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求

- ・公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、地方公共団体の長へ請求する。
- ・施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の遂行に当たっての指定管理者の行為（施設の管理瑕疵等）が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。（法第 244 条の 4 第 3 項）

Ⅱ 指定管理者制度に対する高知市の対応方針

1 基本的な考え方

(1) 公の施設の管理への指定管理者制度適用の検討

地方自治法上、公の施設の管理については、地方公共団体による直営（一部事務の民間事業者等への委託は可能）による管理又は指定管理者制度による管理を行うこととされている（個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設を除く。）。

指定管理者制度の適用の是非については、地方公共団体の判断に委ねられているところであるが、本市の設置する公の施設の管理について、直営によるのか指定管理者制度を適用するののかの検討に際しては、各施設の設置目的、管理業務の内容等に基づき、どちらの管理形態が、より効果的で効率的に設置目的を達成でき、より質の高い住民サービスを提供できるかを基本的な判断基準とすべきである。

本市において、今後も直営を維持していく施設は、指定管理者制度を適用することにより管理に要する経費が上昇することが想定される場合や、住民サービスの低下が想定される場合、指定管理者として管理可能な民間事業者等が存在しない場合及び学校など個別法で管理者が規定されている施設が考えられる。

以上を踏まえ、実際に指定管理者制度の適用の有無を検討する場合には、施設ごとに詳細に検討するべきである。

(2) 外郭団体の見直し

外郭団体及びその所管部局においては、現在、指定管理者制度を導入し、非公募（指名）による選定手続を経て、指定管理者として管理運営している施設もあるが、本来の指定管理者制度の適用の目的である、施設管理の効率化や市民サービスの向上という原点に立ち返り、これまでのノウハウを活かした各団体の経営改善・基盤強化を促がすとともに、今後、該当施設の指定管理者の選定手続が公募に移行せざるを得ない場合には、当該団体が指定を受けられない事態をも想定し、各団体の今後の在り方等も含め検討を進めていかなければならない。

(3) 業務の範囲

業務の範囲については、以下の業務が想定されるが、具体的には個々の施設ごとに定めていくこととなる。

- ・施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、施設内の整頓など）
- ・施設の使用許可・使用料の徴収に関する業務（指定管理者に行わせる場合）
- ・利用者の処遇に関する業務（福祉施設等）
- ・事業の実施（条例で事業を実施すると規定している施設）

事業の実施については、施設の日常的な運営管理と事業とを切り離すことが効率的かつ効果的であると判断できる場合には、事業自体を業務と考え、公の施設の管理内容に含めず、業務委託することができるものとする。

また、指定管理者制度を導入した場合、指定管理者が次のような個別業務を第三者に業務委託することについて制限はないので、光熱水費などの支払をも含めて原則として業務の範囲に含めていくこととする。

- ・ 清掃、警備、エレベーター等の保守管理
- ・ 施設の維持補修などのメンテナンス

(4) 条例の制定・改正

指定管理者制度を新たに導入する施設については、管理の基準や業務の範囲などは、個々の公の施設の設置条例を改正して定めるものとする。

(5) 指定期間

指定管理者の指定期間については、原則5年とし、非公募（指名）による指定の場合は、原則3年とする。

ただし、施設の設置目的や特性等を考慮し、10年を超えない期間について、指定期間を設定することも可能とする。

(6) 予算措置・支払方法

指定管理者との間において必要となる費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

管理に要する費用については、「全てを利用料金で賄う」、「市からの指定管理料と利用料金で賄う」、「全てを市からの指定管理料で賄う」など施設ごとの特性に応じて定めるものとする。

また、指定管理者が施設の効率的運営に努めた等の理由により、協定で定めた指定管理料と実際に管理運営に要した経費とに差額が生じた場合については、指定管理者の事業評価を行った上で、指定管理者の収益とすることができるものとする。

(7) 使用許可権限

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、施設管理が効果的・効率的に行われる施設については、原則として指定管理者に権限を委任する。また、使用料の減免措置についても同様とする。

(8) 利用料金制度

指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的・効率的な施設の管理運営及び市民サービスの向上が図られると認められる場合は、原則として利用料金制度を導入する。

(9) 個人情報の保護, 情報公開

指定管理者又は指定管理業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこととする。指定管理者の指定期間満了、指定の取り消し、従事者がその職を退いた後においても同様とする。

指定管理者は高知市情報公開条例の趣旨に則り自ら情報公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) 指定管理者不在時の対応

指定管理者の指定の取り消し、管理業務の停止を命じたとき又は天災その他の事由により指定管理者が管理業務を行うことが困難となった場合は、新たな指定管理者の指定を実施するか、直営による管理に移行することにより対応する。

この場合における市が被る損害に対する損害賠償等については、指定管理者との協定で定めることとする。

2 指定管理者の指定候補者の選定手続

指定管理者の指定候補者の選定手続については、平成28年4月に策定した「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」に基づき実施するとともに、当ガイドラインに定められていないものについては以下のとおりとする。

(1) 募集要項の作成

各施設の条例、規則に定めた指定管理者に関する管理の基準（休館日、開館時間、使用制限など）を基に、実務上必要となる項目について検討し、募集に際して周知すべき事項（施設概要、申請資格、受付期間、管理基準及び業務の範囲、選定基準、施設の利用に係る料金、指定期間等）を記載した募集要項を作成する。

(2) 募集期間

募集期間は、原則として1か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(3) 申請書類

申請書類は、施設ごとに所管課で決定する。主なものとしては、以下のような申請書類が想定される。

- ・ 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- ・ 施設の管理運営についての事業計画書
- ・ 施設の管理運営についての収支計画書
- ・ 申請要件を満たすことを証する書類 等

(4) 選定手続に関する事務の所管

募集に関する事務は、施設を所管する部局が行う。

3 指定管理者の指定候補者の選定後の事務手続

(1) 指定管理者指定議案の作成

「公の施設の名称」「指定管理者(候補者)の名称」「指定の期間」を記載した議案を作成する。

(2) 指定管理者の指定

指定議案の議決後、指定管理者を指定し、速やかにその旨を告示する。

(3) 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「協定」という行政処分により発生するものであるから、契約の締結は不要であるが、管理業務実施に当たっての詳細事項については、設置者と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する。

協定では、指定期間、事業計画、施設使用料、事業報告、管理費用及び支払方法、指定の取り消し及び業務の停止、損害賠償、個人情報保護や秘密の保持、情報公開、物品の帰属、保険の取扱、修繕費の取扱、減免の取扱、第三者への業務委託の範囲、施設の目的外使用許可、リスク管理、責任分担、事務引継などの項目を定めることとなる。

4 指定管理者への指導及び業務評価

(1) 事業報告書の提出

毎年度の事業終了後、指定管理者から以下の事項を記載した業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況 等

(2) 報告の聴取

公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対しその管理業務及び経理の状況等について定期、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(3) 指定の取り消し等

指定管理者が指示に従わないときや、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取り消し、又は期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

指定の取り消し又は管理業務の停止を命じたときは、速やかにその旨を公告する。

(4) 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了したとき、指定が取り消されたとき、管理業務の停止が命ぜられたときは、市長の承認を得た場合を除き、公の施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

(5) 損害の賠償等

指定管理者又は指定管理に従事する者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊、滅失したときは、市長が特別の事情があると認めるときを除き、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(6) 事業計画書の作成

指定期間のうち、2年目以降における年度の詳細な事業計画については、予算編成時期までに、指定管理者と施設所管課が協議し確定させるものとする。

(7) 指定管理者の業務評価

指定管理者制度による効果を検証するため、「指定管理者業務評価指針の試行実施について」に基づき、毎年度、指定管理者の業務評価を行うものとする。

(8) 指定管理者の指導

指定管理者からの事業報告及び指定管理者の業務評価結果に基づき、各施設所管課は指定管理者に対して、随時、指導を実施するものとする。

5 指定管理者制度対応組織

すでに指定管理者制度を導入している施設の指定管理者の応募等については、施設を所管する部局で対応することとし、制度運用等に当たっての総合調整は、総務部行政改革推進課が行う。

また、新たに指定管理者制度を導入するに際しては、施設を所管する部局等で検討の上、行政改革推進本部幹事会及び行政改革推進本部で議論していくこととする。

Ⅲ 関係法令

(※ 附則、別表等の掲載は省略しています。)

1 地方自治法（抜粋）

(昭和22年法律第67号)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 地方自治法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条

に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

4 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成 17 年条例第 69 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第 4 条第 1 項各号に掲げる指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に申請しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定等)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定候補者を選定するものとする。

- (1) 指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) 前条第 3 号の収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 個人情報(高知市個人情報保護条例(平成 18 年条例第 37 号)第 2 条第 2 項に規定する個人情報を

いう。以下同じ。)の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 市長等は、前項の規定による選定をしたときは、速やかにその結果を前条の規定により申請をした団体に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会において議決されたときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長等は、第1項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第3条第2号の事業計画書に記載された事項

(2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項

(3) 指定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

(4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に記載すべき事項

(6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況について定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理しなくなった公の施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、

市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償等)

第 10 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の保護)

第 11 条 指定管理者は、高知市個人情報保護条例に準拠して、個人情報が適切に保護されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

5 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 17 年規則第 126 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第 2 条 条例第 2 条の規定による公募は、高知市公告式条例(昭和 28 年条例第 1 号)に基づく公告、高知市広報又は高知市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する規則で定める申請書は、高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書(第 1 号様式)によるものとする。

2 条例第 3 条第 1 号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人以外の団体にあつては、代表者の身分を証する書類、会則、構成員名簿等
- (4) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 前事業年度における収支決算書、貸借対照表その他財務の状況の概要が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、高知市公の施設に係る指定候補者選定結果通知書(第 2 号様式)によるものとする。

(指定等の通知)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者の指定をしたときは、高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書(第 3 号様式)により当該指定管理者に通知するものとする。

2 条例第 5 条第 3 項の規定により指定管理者の指定をしないときは、高知市公の施設に係る指定管理者不指定通知書(第 4 号様式)により指定候補者に通知するものとする。

(指定の告示)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定した法人その他の団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第 7 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは高知市公の施設に係る指定管理者指定取消通知書(第 5 号様式)により、期限を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは高知市公の施設に係る指定管理者業務停止命令書(第 6 号様式)により当該指定管理者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(設置)

第 1 条 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号)第 4 条第 1 項の規定による公の施設の指定候補者の選定に係る審査並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に係る審議並びに指定管理者の管理の業務、経理の状況等についての評価を行うため、規則又は教育委員会規則で定める施設ごとに、指定管理者審査委員会(以下「各委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 各委員会は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事項について審査又は審議し、その結果を市長又は教育委員会に報告するものとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (3) 指定管理者の管理の業務、経理の状況等についての評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 各委員会は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 本市職員
- 2 各委員会に委員のうちから選任する委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 5 前各項に規定するもののほか、委員並びに委員長及び副委員長の選任その他各委員会の組織について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第 5 条 各委員会の会議(以下「会議」という。)は、各委員会ごとに委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 各委員会は、委員(委員長及び副委員長を含む。)の 3 分の 2 を超える出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料提供その他の協力等)

第 6 条 各委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 各委員会の庶務は、各委員会が置かれる施設を所管する部等において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市指定管理者審査委員会条例（平成 27 年条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の審査対象施設)

第2条 条例第1条の規則で定める施設（以下「対象施設」という。）及び当該対象施設ごとに置く委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 条例第3条第1項第1号の委員は、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する者うちから市長が委嘱する者3人以内とし、条例第2条第1号及び第3号（同号にあっては市長が必要と認める場合に限る。）に掲げる事項の審査又は審議を行うものとする。

2 条例3条第1項第2号の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部副部長の職にある者

(2) 財務部副部長の職にある者

(3) 対象施設を所管する部の副部長（副部長が2人以上の場合は、当該施設を担当する副部長）の職にある者

3 前項の委員に事故があるときは、行政改革推進課長の職にある者を同項の委員に充てるものとする。

4 対象施設の指定管理者となろうとする団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、各委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 条例第3条第2項の委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 委員長 前条第2項第1号に定める者

(2) 副委員長 前条第2項第2号に定める者

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、各委員会の委員長が委員会に諮って定める。

8 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則
(平成 22 年教育委員会規則第 9 号)
(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市指定管理者審査委員会条例（平成 27 年条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく高知市教育委員会の所管する公の施設に係る指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の審査対象施設)

第 2 条 条例第 1 条の教育委員会規則で定める施設（以下「対象施設」という。）及び対象施設ごとに置く委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。

(委員の選任)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の委員は、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員 3 人以内を高知市教育委員会が委嘱する。

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部副部長の職にある者
- (2) 財務部副部長の職にある者
- (3) 対象施設を担当する教育次長

3 前項の委員に事故があるときは、総務部行政改革推進課長の職にある者を同項の委員に充てるものとする。

4 対象施設の指定管理者となろうとする団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、各委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長の選任)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定による委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 委員長 前条第 2 項第 1 号に定める者
- (2) 副委員長 前条第 2 項第 2 号に定める者

(組織及び会議の特例)

第 5 条 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 69 号）第 2 条ただし書の規定により公募を行わない対象施設に置く委員会にあつては、条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号の委員のみで組織することができる。

2 各委員会（前項の規定により組織された委員会を除く。）は、条例第 2 条第 1 号に掲げる事項の審査又は審議を行う場合を除き、委員長の定めるところにより、条例第 3 条第 1 項第 2 号の委員のみで委員会の会議を開催することができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、各委員会の委員長が定める。